

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

令和 4 年 1 月 17 日

寒川町監査委員 北 村 美 仁
同 太 田 眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和 3 年 11 月 5 日から令和 3 年 11 月 29 日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 寒川小学校、旭が丘中学校
都市建設部 都市計画課

4 監査の対象

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

また、小中学校においては、安全対策、危機管理、施設設備の管理状況などについて、現場調査を行った。

7 監査の結果

【教育委員会 寒川小学校】

令和3年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 旭が丘中学校】

令和3年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 都市計画課】

令和3年度に係る財務事務執行では、広告掲載料において、寒川町広告掲載要綱に基づき広告掲載の可否を判断するための回議がなされていなかったことや、行政財産使用許可決定事務において、一部対応を保留していたため、許可決定までに時間を要した。その使用料は前納することになっているが、未だ未収入となっている。

また、庶務事務において、職員服務規程が一部遵守されていなかった。その他の財務事務についてはおおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【教育委員会 寒川小学校】

GIGA スクール構想に基づき、タブレット端末の本格的な活用のための準備を進めているが、教育委員会としても「誰一人取り残さない」姿勢を明確に示し、学びの保障と先生方のサポートをしっかりと行ってほしい。また、コミュニティスクールにおいては、教育委員会とも連携し、保護者や地域に対して学校の実情や教職員の勤務実態などをわかりやすく説明し、学校への協力が得られやすい環境づくりをさらに進められたい。

【教育委員会 旭が丘中学校】

町内の小中学校では、GIGA スクールの推進に加え、FLT の配置によるグローバル教育の推進など新たな取り組みを進めている。さらには、地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクールの導入など、教育の現場では様々な課題があることから、教育委員会と学校がしっかりと連携し、課題の解決を通じて寒川町の教育の充実が図られることを期待する。

【都市建設部 都市計画課】

(1) 前回の定期監査の結果を踏まえ改善状況を見ると、その一部は改善されたものもあるが、引き続き収入事務、支出事務、財産管理事務等において不適切な事務

処理が多く見られた。

その原因としては、関係法令や制度等の認識不足をはじめ、単純な事務処理誤りやチェック体制の不備などが考えられるが、財務事務を適切に執行していくためには関連法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が不可欠である。

都市計画課においても事務における一定の水準を確保し、適切な処理のできる体制の構築に向けて取り組まれることを強く要望する。

- (2) 公園管理の委託については、町内の公園、緑地、緑道等の植栽管理や施設の簡易修繕などの業務を一括委託しており、契約の手法等については単価契約による随意契約としている。随意契約の根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当とし、その理由を「標準的な公園の管理業務だけではなく、台風などによる倒木への対処等の緊急対応が必要な業務が想定される」としていた。しかし、この5号該当については、災害時等の緊急の必要により競争入札に付することができないときに適用されるものであり、危険の予見のみで適用することは適切ではない。

また、「台風シーズンを迎えるにあたり、倒木の恐れのある樹木への対応」として予備費を充用し、支出負担行為額を増額しているが、緊急の作業は行われておらず、随意契約の中で処理する必要があったのか、また、業務内容の費用は作業内容毎に異なると思われるが、総額費用を契約単価で割って回数を出し、再度契約単価を乗じて請求額を算出しており、その算出方法として適切であるのか疑問である。

- (3) 駐車場として許可した行政財産目的外使用について、使用料が近傍の駐車場の価格とは乖離している。使用料の設定にあたっては、近傍価格を考慮して算定することができるようにするなど、検討されたい。